

令和 6 年 4 月 1 日

申請者 各位

株式会社名古屋建築確認・検査システム

確認検査手数料等の改定について(概要)

確認検査手数料は、前回の改定(令和 3 年 1 月 1 日)以来、郵送料等の値上げが実施されており、事務にかかる費用が増大しています。

一方、建築物省エネ法の完全施行に伴う建築基準法 6 条区分の変更や構造審査の増大を来年に控えています。

以上のことを勘案し、今年度「先行した改定を行う」ものいたします。

記

- 1 確認審査手数料、計画変更確認審査手数料及び完了検査申請手数料は、
 - ① 「200 m²超え 500 m²以内」を
 - (1) 「200 m²超え 300 m²以内」
 - (2) 「300 m²超え 500 m²以内」の 2 区分とし、「200 m²超え 300 m²以内」は現行料金のまま、「300 m²超え 500 m²以内」を値上げします。
ただし、「中間検査申請」「仮使用認定」にも導入しますが、料金の改定は行いません。
 - ② 附属建築物で 30 m²以内のものの特例料金は、その床面積(2 以上ある場合はその合計)に「100 m²以内」を追加します。
- 2 (2) 「300 m²超え 500 m²以内」の区分は、住宅等と住宅等以外に分けます。
これにより、「300 m²以上の非住宅建築物」に対応いたします。
- 3 出張費の一部を見直し
 - ① 豊田市及び岡崎市は新たに出張費がかかります(第 4 地域に変更)
 - ② 豊田市及び岡崎市の都市計画区域外は出張費区分を変更(第 4 地域の 2 に変更)
- 4 中間検査合格証及び検査済証は、郵送料無料として普通郵便で送っていましたが、有料化いたします。合わせて、確認申請手数料以下全ての手数料に「郵送手数料」を新たに追加します。ただし、返送用の封書等を申請時に提出した場合は免除といたします。
- 5 なお、郵送申請にかかる郵送手数料の改定を行います。

なお、①の面積区分及び④の出張費の変更は、他業務(住宅性能評価業務、建築物エネルギー消費性能適合性判定業務(出張費は関係なし)及びこれらに準ずる業務)に反映させます。

改定時期 令和 6 年 5 月 1 日から